

生駒市条例第 1 号

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

生駒市個人情報保護条例（平成 1 0 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 4 号イ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改め、同号エ中「地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 0 項」に改め、同条第 6 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 4 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。